⑷　工事概要
・医学部附属病院中央診療棟
鉄骨鉄筋コンクリート造　７階建
改修面積　10,180㎡
増築面積　180㎡
・医学部附属病院外来・西病棟
鉄骨鉄筋コンクリート造　７階建
改修面積　12,250㎡
増築面積　320㎡
⑸　工期　平成24年３月７日まで
⑹　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施する工事である。
⑻　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
また、関連する（医病）附属病院（中診・西病棟等）改修その他電気設備工事、及び（医病）附属病院（中診・西病棟等）改修その他空調設備工事、（医病）附属病院（中診・西病棟等）改修その他衛生設備工事は別途発注の予定である。

2　競争参加資格
⑴　国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第３条及び第４条に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第６条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,250点以上であること。
⑷　平成12年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の①～④に掲げる基準を全て満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
①　構造　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
②　建物規模　延べ床面積10,000㎡以上（改修の場合は改修延べ床面積）
③　建物用途　病院施設
④　工事種別　新営又は改修工事
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣若しくは旧建設大臣が認定した者。
②　平成12年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。
⑹　契約担当役から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けている期間中でないこと。
⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（ただし、基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第15第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
①　資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
㈠　親会社と子会社の関係にある場合
㈡　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
②　人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、㈠については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
㈠　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
㈡　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法
①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札を行い、次のア、イの要件に該当する者のうち、下記⑵⑤によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。
ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
イ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
②　①において、評価値の最も高い者が２者以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。
⑵　総合評価の方法
標準点を100点とする。加算点は最高30点とし、技術提案書の内容に応じ与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。
①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画：材料及び工法に対する提案」については、評価項目毎に優（10点）／良＋（７点）／良（５点）／良－（３点）／可（０点）で評価する。
②　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画：環境に対する提案」については、評価項目毎に優（８点）／良＋（６点）／良（４点）／良－（２点）／可（０点）で評価する。
③　「工事全般の施工計画」に関しては提案の内容により、優（12点）／良＋（９点）／良（６点）／良－（３点）／可（０点）／不適切（欠格）で評価する。
④　各評価項目の合計評価点数が最高の者に30点の加算点を与える。次順位以降の応札者には、最高の得点に対するそれぞれ得られた得点の割合に応じて加算点の配点を行う。③において、「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。
⑤　価格及び、価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。
⑶　評価項目
評価項目は以下のとおりとする。（詳細は入札説明書による。）
①　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画
・材料及び工法に対する提案
・環境に対する提案
②　工事全般の施工計画
・工事全般における施工上配慮すべき事項等の技術的所見
⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

4　入札手続等
⑴　担当部局　〒889―2192 宮崎県宮崎市学園木花台西１丁目１　国立大学法人宮崎大学施設環境部企画管理課企画管理係（企画・経理担当）　電話番号0985―58―7127